

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起休日は、
たる日)の翌日

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平林鴻三

関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

目次

◇告示 保険医等の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定

都市計画の変更に係る案の縦覧

開発行為に関する工事の完了(二件)

収入証紙の小売りさばき人の廃止

◇選管告示
鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数
の五十分の一の数等

告示

鳥取県告示第八百四十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
折戸 隆	鳥医第二、三九七号	昭和五十四年八月二十七日
佐々木 成一郎	鳥医第二、三九八号	昭和五十四年九月十三日
黒田 弘明	鳥医第二、三九九号	"
野津 長	鳥医第二、四〇〇号	"
丸山 茂樹	鳥医第二、四〇一号	"
山根俊樹	鳥医第二、四〇二号	"
黒見五子	鳥医第二、四〇三号	"

鳥取県告示第八百四十七号

昭和五十四年八月二十日付で西伯郡岸本町吉長五八一大原千町土地改良区から申請のあつた大原千町地区第一工区の換地計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五

号) 第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十月五日

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

意見書を提出することができる。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路

三・四・九号 南駅口富安線(変更後 三・二・三号 南駅口富安

線)

三・六・六号 南駅口美保橋線(変更後 三・四・十四号 南駅口

美保橋線)

七・五・一号 永楽富安線(変更後 三・四・十五号 永楽富安線)

三・五・六号 大工町土居叶線

三・四・十六号 南駅口天神町線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・四・九号 南駅口富安線

変更する部分

鳥取市扇町及び富安二丁目

追加する部分

鳥取市富安一丁目及び東品治町

(2) 三・六・六号 南駅口美保橋線

変更する部分

鳥取市扇町

(3) 七・五・一号 永楽富安線

都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

鳥取県告示第八百四十八号

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年十月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
岸本町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

変更する部分

鳥取市東品治町、吉方及び富安二丁目

(4) 三・五・六号 大工町土居叶線

変更する部分

鳥取市富安二丁目及び南吉方二丁目

(5) 三・四・十六号 南駅口天神町線

追加する部分

鳥取市扇町

三 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

四 縦覧期間

昭和五十四年十月五日から同月十九日まで

鳥取県告示第八百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第八百五十号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廢止があつたので告示する。

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十六年十二月二十四日 鳥取県指令受都計第二千七百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第八百五一号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人の廢止があつたので告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市彦名町字天狗山
米子市旗ヶ崎七九四番地三 平 谷 い と

鳥取県告示第八百五十号
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年七月二十三日 鳥取県指令受都計第二百七十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字西野菜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治七二二番地 中 尾 富 夫

日野郡日野町根雨二九五	東伯郡東伯町	東伯町農業協同組合 古布庄支所
東伯郡三朝町大字片柴一三二九	東伯郡三朝町大字片柴一三二九	三朝町農業協同組合 三徳支所
東伯郡三朝町大字高橋一七四	東伯郡三朝町大字高橋一七四	三朝町農業協同組合 小鹿支所
東伯郡三朝町大字穴鴨	東伯郡三朝町大字穴鴨	三朝町農業協同組合 竹田支所
東伯郡東伯町	東伯郡東伯町	三朝町農業協同組合 三朝支所
東伯郡東伯町	東伯郡東伯町	東伯町農業協同組合 下郷支所
氣高郡青谷町紙屋	氣高郡青谷町紙屋	東伯町農業協同組合 八橋支所
鳥取市若桜町四二	鳥取市若桜町四二	鳥取市若桜町四二
八頭郡船岡町	八頭郡船岡町	県職東部県税事務所 支部長
倉吉市鍛治町二丁目二八五六	倉吉市鍛治町二丁目二八五六	松江相互銀行 船岡出張所長
鳥取市叶三〇六	鳥取市叶三〇六	鳥取県獵友会 倉吉支部長
八頭郡智頭町一八一六の一	八頭郡智頭町一八一六の一	学校法人いなば自動車学校 校長
鳥取市元魚町三丁目	鳥取市元魚町三丁目	茨原 原 正
鳥取市田島四七一	鳥取市田島四七一	荒尾商店 荒尾だけ
倉吉市堺町二丁目二四九四	倉吉市堺町二丁目二四九四	沢田 良作
米子市富士見町二丁目三五	米子市富士見町二丁目三五	鳥取県広告美術業協同組同理事長
鳥取市安長八〇二の一	鳥取市安長八〇二の一	鳥取県自動車学校管理 者 校長
鳥取市安長三五の一	鳥取市安長三五の一	鳥取県經濟農業協同組合連合会
八頭郡船岡町大字船岡三八五の二	八頭郡船岡町大字船岡三八五の二	鳥取支所長 市村 弘
鳥取市東品治町二六	鳥取市東品治町二六	鳥取県經濟農業協同組合連合会
伊藤 政之助	伊藤 政之助	八頭畜産事務所長

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

昭和五十四年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十二条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、六八九
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四四、八一五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、八四九
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二九、五九三
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、二五一
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、七〇三
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八一四

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、五八六
氣高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、二三九
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、九二二
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、九一五
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、九四七